

平成29年6月28日公表

## 【引渡条件】

- DES条件では、出荷基地から受入基地までの輸送責任等及び所有権は売主に帰属する。引渡地点は受入基地(=仕向地)である。
- FOB条件では、出荷基地から受入基地までの輸送責任等及び所有権は買主に帰属する。引渡地点は出荷基地(≠仕向地)である。



## 仕向地制限

- 仕向地条項とは、LNG船の目的地である仕向港として、一定の範囲の受入基地を指定している条項である。
- 仕向地制限とは、LNG取引の買主が仕向地を自由に設定・変更することに対する一定の制限であり、事実上、日本の需要者がLNGを他の需要者等に再販売することを制限している。

### FOB条件

- 仕向地条項を規定することは、独占禁止法上問題(拘束条件付取引)となるおそれがある。
- 仕向地条項を規定するとともに仕向地変更を制限することは、独占禁止法上問題(拘束条件付取引)となるおそれが強い。

### DES条件

- 仕向地条項を規定すること及び仕向地変更条項に「売主が同意すること」を条件として定めることや一定の必要性・合理性のある条件を定めることは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。
- 必要性・合理性のある条件を満たしているにもかかわらず、同意を拒否する場合、独占禁止法上問題(拘束条件付取引)となるおそれがある。
- 仕向地変更条項に競争制限的な条件を定めることや、運用において、競争制限的な条件を仕向地変更の条件とすることは、独占禁止法上問題(拘束条件付取引)となるおそれが強い。

## 利益分配条項

- 利益分配条項とは、買主が第三者に対して仕向地変更によりLNGを再販売した場合に、買主が取得した利益の一部を売主に分配することを義務付ける条項であり、事実上、日本の需要者がLNGを他の需要者等に再販売することを間接的に制限している。

### FOB条件

- 利益分配条項を規定することは、独占禁止法上問題(拘束条件付取引)となるおそれが強い。

### DES条件

- 利益分配条項を規定することは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。
- ただし、①合理性が認められない分配結果をもたらす場合や、②買主の利益構造やコスト構造の開示を要求することにより再販売を妨げる効果を有する場合には、独占禁止法上問題(拘束条件付取引)となるおそれがある。

## Take or Pay条項

- Take or Pay条項とは、買主の現実の引取数量が不足する場合、買主が当該不足分の代金全額を支払う義務を負う旨を定める条項である。
- 巨額の初期投資と融資を必要とするLNGプロジェクトにおいては、需要者による安定的な代金全額の支払保証が最終投資決定の重要な要素となる。



ガス田生産・開発 出荷基地 LNG船による輸送 受入基地 国内輸送

- Take or Pay条項を規定することは、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。
- ただし、売主の取引上の地位が買主に対して優越している場合に、初期投資回収後において、買主と十分協議することなく一方的に、厳格な引取義務数量を定めた上でTake or Pay条項を課すことは、独占禁止法上問題(優越的地位の濫用)となるおそれがある。

## 今後の対応

- ✓ LNGの売主においては、新規契約締結時や契約期間満了後の更新時において、再販売の制限等につながる競争制限的な契約条項や取引慣行を定めないことが必要である。また、契約期間満了前の既存契約においても、少なくとも、再販売の制限等につながる競争制限的な取引慣行を見直すことが必要である。
- ✓ 公正取引委員会としては、引き続き、LNGに関する取引の動向を注視していくとともに、独占禁止法に違反する行為に対しては厳正に対処していく。